

議案第45号

さいたま市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

さいたま市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条—第12条）
- 第3章 床止め（第13条—第16条）
- 第4章 水門及び樋門（第17条—第24条）
- 第5章 揚水機場及び排水機場（第25条—第27条）
- 第6章 橋（第28条—第33条）
- 第7章 伏せ越し（第34条—第38条）
- 第8章 河底横過トンネル（第39条—第42条）
- 第9章 防護柵（第43条・第44条）
- 第10章 補則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、準用河川の河川管理施設又は河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（第45条において「許可工作物」という。）のうち堤防その他の主要なものの構造について、同法第100条第1項において準用する同法第13条第2項の規定に基づき定める技術的基準その他の河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、市長が定めた高水流量をいう。
- (2) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、市長が定めたものをいう。
- (3) 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。
- (4) 計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、市長が定めた高水位をいう。
- (5) 計画河床 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、市長が定めた河床をいう。
- (6) 調節池 河道の流水を越流堤又は水門を設けて、河道とは分離して人工的に洪水を調節する貯留施設をいう。
- (7) 遊水池 洪水時に自然に貯留される湛水池で河道とは完全に分離されていないものをいう。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防並びに遊水池及び調節池に設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸その他これに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準じるものによる構造のものとする。

し、又は盛土の上部にコンクリート構造若しくはこれに準じる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	計画高水位に加える値(単位 メートル)
200未満	0.6
200以上500未満	0.8
500以上2,000未満	1
2,000以上5,000未満	1.2
5,000以上10,000未満	1.5
10,000以上	2

- 2 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間（堤防の天端幅が2.5メートル以上である区間に限る。）における堤防の高さは、前項の規定にかかわらず、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満の場合にあつては、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすることができる。
- 3 遊水池又は調節池の堤防の高さは、隣接する本川の堤防高を下回らないものとするものとする。
- 4 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上である場合においても、3メートル以上とすることができる。

計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅(単位 メートル)
-------------------------	--------------

500未満	3
500以上2,000未満	4
2,000以上5,000未満	5
5,000以上10,000未満	6
10,000以上	7

2 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間における堤防の天端幅は、前項の規定にかかわらず、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満の場合にあつては2メートル以上とし、50立方メートル以上100立方メートル未満の場合にあつては2.5メートル以上とすることができる。

3 遊水池又は調節池の天端幅は、隣接する本川の堤防幅を下回らないものとする。

(盛土による堤防の法^{のり}勾配等)

第8条 堤防の法^{のり}勾配は、盛土による堤防にあつては当該堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とし、その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準じる構造の堤防にあつては、その構造物が安定するよう設定された値とする。

2 盛土による堤防の法^{のり}面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(管理用通路)

第10条 堤防には、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

2 管理用通路は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準じるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

(1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

(2) 建築限界については、高さは4.5メートルとし、幅は管理用通路の有効幅の両側に0.25メートルを足した幅（0.25メートルの高さまでは、管理用通路の有効幅）とすること。ただし、建築限界の上限線のそれぞれの端から内側に向かって0.25メートルの位置にある点と当該端から鉛直方向に0.7メートルの位置にある点を結んだ線の外側の部分については、建築限界を適用しない。
(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第11条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生じることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、その箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとして乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さとなることが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、その箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第12条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準じるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

第3章 床止め

(構造の原則)

第13条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第14条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第15条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、護岸を設けるものとする。

2 護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の様況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(魚道)

第16条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、魚道を設けるものとする。

2 魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の様況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

第4章 水門及び樋門

(構造の原則)

第17条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の堤防及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第18条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準じる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第19条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、普通河川又は準用河川以外の水路が準用河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第20条 水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分（以下この条において「水門のうちゲート等の部分」という。）の径間長（隣り合う門柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上（水門のうちゲート等の部分の全長（両端の門柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。

計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	径間長(単位 メートル)
500未満	15
500以上2,000未満	20
2,000以上4,000未満	30
4,000以上	40

2 水門のうちゲート等の部分の全長が30メートル未満である場合の当該水門のう

ちゲート等の部分の径間長は、前項の規定にかかわらず、計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満の場合にあつては、12.5メートル以上とすることができる。

- 3 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第21条 水門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするとともに、その開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

- 2 樋門のゲートは、必要な水密性を有する構造とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位よりも低く、かつ、ゲートの開閉が治水上著しい影響を及ぼすと判断される場合は、その開閉装置は、当該ゲートの開閉を確実に行うことができる構造としなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、堤内地盤高が堤防高よりも高い場合は、樋門のゲートを設けないことができる。

- 4 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準じる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第22条 水門のカーテンウォールの上端の高さ及びカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。

- 2 水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とし、かつ、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないもの

とするものとする。

(管理施設等)

第23条 水門及び樋門には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

2 水門は、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

3 管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

(2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(護床工等)

第24条 水門又は樋門を設ける場合において、これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

2 水門又は樋門を設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、護岸を設けるものとする。

3 水門が横断する河川に設ける護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 水門に接する堤防の護岸は、当該水門が横断する河川の上流側は水門の上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、水門の設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

4 水門又は樋門が横断する堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、前項第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「水門」とあるのは、「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

第5章 揚水機場及び排水機場

(構造の原則)

第25条 揚水機場及び排水機場は、堤防及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準じる構造とするものとする。

(吐出管)

第26条 揚水機場及び排水機場の吐出管は、堤防の定規断面外で当該堤防を横過して設置することができるものとする。

(流下物排除施設)

第27条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第28条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第29条 河岸又は川幅が50メートル以上の河川若しくは背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。

- 2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講じるときは、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

（桁下高等）

第30条 橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときにあつては計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	計画高水位に加える値(単位 メートル)
200未満	0.6
200以上500未満	0.8
500以上2,000未満	1
2,000以上5,000未満	1.2
5,000以上10,000未満	1.5
10,000以上	2

- 2 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間における橋の桁下高（堤防の天端幅が2.5メートル以上である区間に限る。）は、前項の規定にかかわらず、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満の場合にあつては、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすることができる。
- 3 背水区間に設ける橋の桁下高は、治水上の支障がないと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。
 - (1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位

4 地盤沈下のおそれがある地域に設ける橋の桁下高は、前3項の規定によるもののほか、予想される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとするものとする。

5 橋面（路面及び地覆その他流水が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護床工等）

第31条 橋を設ける場合において、これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

2 橋を設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、護岸を設けるものとする。

3 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

4 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。

(2) 護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、橋の設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、堤防の高さとすること。

(3) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（管理用通路の構造の保全）

第32条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第33条 第29条第1項から第3項まで及び第30条の規定は、次に掲げる橋については、適用しない。

- (1) 遊水地その他これに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋
- (2) 高水敷に設ける橋で小規模なもの
- (3) 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

2 この章（第30条及び前条を除く。）の規定は、水門と効用を兼ねる橋及び樋門に付属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第34条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第35条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第36条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 伏せ越し（ゲート（バルブを含む。次条において同じ。）及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準じる構造とするものとする。

3 伏せ越しは、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(ゲート等)

第37条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内

の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲートを設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 ゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
- 3 伏せ越しには、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。
(深さ)

第38条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

- 2 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の場合においては、前項中「20メートル」とあるのは「10メートル」と、「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

第8章 河底横過トンネル

(適用の範囲)

第39条 この章の規定は、シールド工法又は推進工法による河底横過トンネルについて適用する。

(構造の原則)

第40条 河底横過トンネルは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河底横過トンネルは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさない構造とするものとする。
- 3 河底横過トンネル（ゲート(バルブ)を含む。次条において同じ。）及び管理施設を

除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準じる構造とするものとする。

(ゲート等)

第41条 河底横過トンネルには、流水が河川外に流出することを防止するため、堤内地側の適当な箇所にゲートを設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 ゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 河底横過トンネルには、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(深さ)

第42条 河底横過トンネルは、計画河床又は最深河床のいずれか低い地盤面の深さ1メートル以上の部分から当該河底横過トンネルに起因する周辺の地盤の著しい変位の防止に必要な土被りの厚さを確保した部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、計画河床又は最深河床のいずれか低い地盤面から当該河底横過トンネルに起因する周辺の地盤の著しい変位の防止に必要な土被りの厚さを確保した部分に設けることができる。

第9章 防護柵

(適用の範囲)

第43条 この章の規定は、人が転落することを防止するために管理用通路に設ける防護柵について適用する。

(設置)

第44条 防護柵は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、堤防の法勾配が50パーセント以下の場合は、設けないことができる。

- (1) 防護柵の路面から柵面の上端までの高さは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 防護柵に用いる材料は、十分な強度を持ち、耐久性に優れ、及び維持管理が容易なものをを用いること。

第10章 補則

(適用除外)

第45条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第46条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、河川法第26条第1項の許可。以下同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に河川法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。